

平成 29 年 6 月 13 日（火）

於・特許庁庁舎 7 階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第 21 回特許制度小委員会速記録

特 許 庁

目 次

1、開 会 .....	1
2. 知的財産推進計画 2017 について .....	2
3. 日本知的財産仲裁センターからのヒアリング .....	8
4. 第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討 .....	14
5、閉 会 .....	38

## 1. 開 会

○中野制度審議室長 事務局を務めさせていただきます特許庁総務部総務課制度審議室長の中野でございます。本日は、御多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第 21 回特許制度小委員会を開催させていただきます。

議事に入るに際しまして、委員の皆様にお願いがございます。御発言いただく際にはマイクのほうに口を近づけていただいて、御発言いただきますようお願いいたします。

議事の進行につきましては、高林委員長にお願いしたいと思います。

○高林委員長 部屋が変わりまして、マイクもボタンを押さなくていいというので何か戸惑っておりますし、委員の皆様の配置も変わっております、私から見ていつも左にいる方が右にいたり、ゼミ生ですと席が違ふとやりにくいなあという感じがありますが、皆様の御協力を得て何とかやっていきたいと思っております。

本日は、國井委員と山本敬三委員が御欠席ですが、金子委員は今来ていただきました。また、宮島委員、山本和彦委員は所用のため途中退席されると伺っておりますので、御発言がありましたならば、その前にやっていただければと思います。

審議に先立ち本委員会の議事の運営につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 配付資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきまして、議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料 1 「知的財産推進計画 2017 概要」、資料 2-1 「日本知的財産仲裁センターの紹介」、資料 2-2 「ADR のニーズに関するアンケート結果」、資料 3 「WIPO 仲裁調停センターにおける裁判外紛争処理手続 (ADR)」、資料 4 「第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討」、参考資料 「知的財産推進計画 2017」 の計 6 種類の資料のデータにつきましては、タブレットで御覧いただき、座席表及びタブレットの使い方につきましては、お手元に紙で配付することといたしました。タブレットの使用方法に関しましては、お手元のタブレットの使い方を御覧御覧ください。操作でお困りになった場合に

は、お席で手を挙げていただいて合図していただければ、今手を挙げております担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本会議は原則として公開とします。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 知的財産推進計画 2017 について

○高林委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入ります。最初に、議題1「知的財産推進計画 2017」につきまして、資料1に基づいて内閣府知的財産推進事務局から御説明をお願いいたします。

○小野寺知財事務局参事官 内閣府の知的財産戦略推進事務局の小野寺と申します。資料に従って説明させていただきます。

知的財産推進計画 2017 は、5月16日に、総理をヘッドとする知財戦略本部で決定いたしましたので、その概要について説明させていただきます。資料は3ページ目になりますが、知財計画 2017 は構成で大きく3つの章に分かれていまして、1つ目の章が青い部分でございます。第四次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築ということで、3つのパートから構成されております。

1つ目のパートが、いろいろと御議論いただいていると思いますが、データ・人工知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築ということで、例えば契約ガイドライン、不正競争防止法の改正、著作権法改正（柔軟性のある権利制限規定の整備）、AI 学習済みモデルの特許化の具体的要件や保護範囲の検討ということを記述しております。

2つ目のパートですが、これはこちらで議論いただいているところでございますが、知財システム基盤の整備ということで、証拠収集手続の強化、ADR 制度（標準必須特許裁定）の創設について記述しております。

3つ目のパートですが、知財・標準化戦略の一体的推進が非常に重要になっているなか、総合的な知財マネジメントの推進ということで、知財に加えてデータ・標準を一緒に考えていかなければいけないということについて記述しております。

2つ目の章が、知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進ということで、

緑色のパートでございます。1つ目のパートが「攻め」の農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化、2つ目のパートが地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進、3つ目のパートが「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進ということでございます。

3つ目の大きな章が、2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化ということで、こちらも3つのパートに分かれていまして、1つ目がコンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化。2つ目は特別なタスクフォースを作って議論されている部分でございますが、映画産業の振興、3つ目がデジタルアーカイブの構築ということになっております。

詳細について資料に基づいて説明いたします。資料の6ページ目でございます。

データ・人工知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築というところでございます。第四次産業革命時代において、国際競争力維持・強化のためには、海外に先んじてデータ活用、AIの利活用が必要だということで、特に現場力の向上におけるデータ、課題先進国としての位置を活用して、どうやってデータを掛け合わせしていくかということが重要になっていくということで、官民データ活用推進基本法、個人情報保護法など一定の法的基盤は整いつつあるわけですけれども、特に匿名化されたようなデータ、既往のデータを「価値あるデータ」と位置づけて、どうやって民間での取組を支援していくかということを検討いたしました。

右下ですが、技術情報については、営業秘密、特許、無制限、無条件での利活用、いろいろなビジネス上の選択肢があるわけですが、そういったものが価値あるデータについては存在しないということで、価値あるデータについて、いかに営業秘密と無制限、無条件での利活用の間の選択肢を作るかということで、例えば不正競争防止法による新たな規制行為の検討によって、差止請求権を与えることができるのではないかとということで議論いたしました。

契約ガイドラインは5月に公表されましたが、取り組むべき施策として、不正競争防止法の改正案、今の段階ではまだ早いということだと思いますけれども、例えばFRANDベースで使用許可をする、あるいは報酬請求権付きの権利ということで、制限のある権利については、今後のデータ取引市場、パーソナルデータストアとか情報銀行、IT本部でいろいろと検討を進めておりますが、その状況等を抽出しつつ、引き続き検討していくこととしております。

AIについても非常に重要だということで、AIの学習用データは、著作物が入っている場

合は、自分で学習させる分には著作権法上の問題は起こらないわけですが、特定当事者間を越えた提供・提示については、著作権法の侵害になり得るということで、著作権法の柔軟な権利制限規定について著作権法の改正をしようとしているところでありますが、その中で検討していこうということになっております。

このほか学習済みモデルの契約による適切な保護の在り方、あるいは AI 生成物の知財制度上の在り方についても、引き続き検討するということになっております。

次のページに行きまして、知財システム基盤の整備でございます。現状と課題としては、知的財産が実効的な保護を受けられるようにするため、裁判における証拠収集手続の強化や裁判外紛争解決手続の拡充が必要ということでございます。取り組むべき施策として、知財紛争処理システムの機能強化ということで、書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続の活用できるような制度について、次期通常国会への特許法改正案の提出を視野に具体的に検討を進めることになっております。

また、技術的専門家、中心的な技術的専門家の活用についても同じように検討することになっております。特許に関する ADR（標準必須特許裁定）制度について、次期通常国会への特許法改正案の提出を視野に検討を進めることになっております。我が国の国際仲裁の利用を活性化するため、必要な基盤整備について検討することになっております。

世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化でございます。IoT 関連特許分類、ZIT について4月に新設しているほか、審査グループの新設などについて進めて、特許審査体制の整備・強化を実施する。

さらに世界最速・最高品質の特許審査の実現、IoT の審査事例の公表などを進めていく、あと新興国等への我が国知財システムの普及と浸透、デザイン振興の在り方と制度整備についても検討を進めると記述しております。

3つ目の章節ですが、グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進ということで、オープン&クローズ戦略が非常に重要になってきておりまして、より幅広い知財マネジメントの基盤の構築が必要である。特に標準化については、デジュールからフォーラム/コンソーシアムに変化していて、領域融合的な提案が増加するなど、従来型の業界団体ごとに検討を進める体制ではなかなか進まないということで、取り組むべき施策でございますが、官民が連携して、官民の協力・連携を進めた標準化体制の強化を進める。

社会システム・先端分野等については、特に企業固有で優れた技術を持っている場合には、「新市場創造型標準化制度」を使ってそれを支援していく。あるいは業界横断的な場合

には、産総研などの国立研究開発法人を活用した形で標準化を進めていこうというふうにしております。

「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」を策定しておりまして、それに基づいてCSOの設置、経営層の理解、弁理士などの標準化を支える人材育成を進めていく。また、標準化だけでは不十分でありまして、どうやって海外のルール形成に影響を与えていくかについても検討を進めていこうとしております。

中小企業による標準化が非常に重要だということで、「標準化活用支援パートナーシップ制度」や標準化・知財戦略策定・提案のワンストップ化による支援などを進めていくということとしております。

また、総合的な知財戦略構築の支援を進めていくとともに、営業秘密についても諸々の政策を進めることにしております。

2つ目の大きな柱が、知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進でございます。政府としては、現在7,450億円程度の輸出を、2020年までに1兆円を超そうと考えております。「攻め」の農林水産業・食料産業を進めていく上では、外国農産物と日本農産物をいかに差別化していくかということが重要でありまして、そういう意味では知財が鍵になります。

取り組むべき施策として、地理的表示については法律制度が整備されたわけですが、どうやって相互承認を進めていくかということが非常に重要になっていくわけです。そういうものについて進めるとともに、現在30件ぐらいをヨーロッパの数千単位まで上げていくことを進めていくとともに、地域団体商標の制度がございますので、そういったものを使ってどうやって差別化を図っていくか検討することとしております。

品種登録については、日本で品種登録しても、海外で品種登録しないと守られないということから、実は中国で日本のいい果物なんかを作られているという話がございますので、そういう形で品種登録についてもしっかりと海外で進めることによって、保護していこうという政策を打ち出しております。

これまで農業関係者は、知財についての意識が余り高くなかったことから、それをどうやって支援していくかということで、知財総合支援窓口を活用した農林水産分野の知的財産に関する相談体制の充実を図っていくこととしております。

また、JAS規格というものがございまして、今までは品質の規格だけを対象にしているわけですが、今次国会で改正して、生産方法の規格、取扱方法の規格、試験方法の規格ま

で広げることによって、例えば冷蔵方法、有機農法とか新たな差別化の方法について可能にするということにしております。

次にスマート農業の推進ということで、農業分野のさまざまなデータについてもしっかりと保護していく。あるいは「知」の集積と活用の場という農水省が進めている場を活用して、企業と農産事業者が提携して新たな技術を知財として変えていける場を作っていこうということを進めております。

2つ目の柱ですが、地方・中小企業による知財活用と産学・産官連携の推進ということでございます。地域経済を活性化していく鍵としては、中小企業が非常に重要ということで、特許庁を中心として平成28年9月に「地域知財活性化行動計画」を作って、知財総合支援窓口とよろず支援拠点の連携による相談体制を強化するというを進めております。

2015年の知財計画で、知財の予算について、知財活用挑戦型中小企業と、知財の良さを知らない知財活用途上型中小企業に分けて、メリハリの効いたニーズに合った支援をしていくこととしておりますが、特に知財活用途上型企业については、身近な支援者である商工会、商工会議所を使った普及啓発を進めているとともに、知財金融が非常に重要だということで、金融機関による地域企業の活性化を促進するため、事業性評価に基づく融資や本業支援を促すとともに、事業性評価における知財活用を促進していくこととしております。

産学・産官連携の推進が非常に重要だということで、昨年11月につくりました「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性を確保して、産学官の連携活動を強化していくとともに、先進的なTLOにおいて、OJT形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築して、一気通貫の技術移転モデルを普及するとともに大学における知財を企業に対して橋渡しをする、橋渡し人材間の連携を進めていくこととしております。研究成果と事業化の谷間を埋めるギャップファンドの充実も進めていくこととしております。

2つ目の柱の3つ目ですが、資源小国日本としては、知財の総合保護利活用のサイクルを加速していくということで、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育を進めていくということで、特に小中学校から、創造性の涵養、知財の保護・活用の意義の理解という新学習指導要領を使った方向性を推進するというので、今年1月に、「知財創造教育推進コンソーシアム」というものを立ち上げております。

右の真ん中に図がございしますが、「知財創造教育推進コンソーシアム」というのは、小中高等学校を中心に据えて、大学とか知財専門家である弁理士・弁護士、あるいは企業は出



張授業などを行っておりますが、そういったノウハウを持っているところと小中高等学校をリンクさせる、自治体を中心としてリンクさせるという仕組みを進めていきたいと考えております。地域ごとにこういったマッチングは進められるべきであることから、2020年度までに各都道府県で地域コンソーシアムを構築して進めていこうと考えています。

高等教育段階では、知財科目を必修化した山口大学における取組を参考に進めていく等、社会人に対するリカレント教育というものを、知財関連資格の取得などを推奨することにより進めていきたいと考えております。

2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化ですが、ここはごく簡単に説明いたします。コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化ということで、コンテンツと非コンテンツをどうやって連携させて海外展開を進めていくかという、クールジャパンの取組について記述しております。

また、模倣品・海賊版対策として、特に相手国政府への働きかけ、あるいはリーチサイト対策、オンライン広告対策、サイトブロッキングに対する検討などを進めなければいけないと考えております。

2つ目の柱が映画産業の振興ということです。去年「シン・ゴジラ」、「君の名は」という非常に大きなヒットが出たわけですが、総合芸術として各分野への波及効果が大きいということから、特に日本の映画産業の振興と海外展開を進めていくべきであるということでございます。取り組むべき施策ということで、1つ目に製作支援・資金調達等産業基盤の強化、特に支援メニューの多様化・柔軟化、リスクマネーの供給、2つ目に、海外展開の質的・量的拡大として、国際共同製作などの基盤整備、最適な資金調達方法の確立、特に中小制作会社のチャレンジャーを支援していこう、あるいはロケーション支援の強化ということで、「ロケ撮影の環境改善に係る官民連絡会議」の設置による許認可に関する最新情報、優良事例の共有などを進めていこうと考えております。

3つ目はデジタルアーカイブの構築ということです。特に書籍、文化財、メディア芸術、放送、地方アーカイブなどいろいろなアーカイブがあるわけですが、こういったものについて個々には進展しているものは、実は日本では統一的なものはありません。ヨーロッパでは、ヨーロピアナという非常に大きなものができておまして、そういったものを日本でも作って日本の知識を集約して、ワンストップで検索できるようにして、教育、防災、ビジネス、インバウンドの促進、海外における日本研究などの活用に資するようにするべきだということで、今後推進していこうと考えております。

現在は国立国会図書館を中心として書籍についてのアーカイブがあるわけですが、NDLサーチという書籍分野においては検索システムがございますが、そういうものを中心として文化遺産オンラインと連携したり等、いろいろなアーカイブとワンストップサービスができるような体制をつくろうと考えております。

取り組むべき施策としては、2017年度中に工程表を作成するとともに、つなぎ役によるメタデータの集約を進めていったり、あるいは公的機関を中心としたデジタルアーカイブの連携と公開の推進、さらには産学官で課題解決策を共有するための一緒になったフォーラムの開催を検討しております。このほか分野ごとの取組を進めるとともに、デジタルアーカイブの構築・共用・活用のガイドラインの普及を進めていきたいと考えております。

雑駁な説明でございましたが、以上です。

○高林委員長 総合的な計画について 15分で御説明いただくという至難の業だろうと思いますが、大変ありがとうございました。ただいまの議題についての質疑もあると思いますが、議題3の後に時間を設けておりますので、他の議題について御説明が終わってから質疑は行いたいと思います。

### 3. 日本知的財産仲裁センターからのヒアリング

○高林委員長 それでは、引き続きまして議題の2、日本知的財産仲裁センターからのヒアリングとしまして、資料2-1及び資料2-2に基づきまして仲裁センターのほうから御説明をお願いいたします。

○野間日本知的財産仲裁センター長 ただいま御紹介にあずかりました日本知的財産仲裁センターのセンター長の野間と申します。

まず、3ページ目の1ですが、日本知的財産仲裁センターは、1998年に日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立しました我が国唯一の知的財産全般を専門とする民間の裁判外紛争解決機関です。ほかの民間の知財ADRは2つありますが、それぞれソフトウェアとか商標とか限定的ですが、本センターは知的財産全般を扱っております。

次のページ、沿革です。1998年3月に設立されまして、現在まで20年の実績がございます。2012年11月にADR法に基づく法務大臣認証ADR機関となりまして、去年の10月から抜本的業務改革の立案を開始しています。その間にも、時代のニーズに合わせて業務拡大をしております、それはそこに記載してあるとおりです。

次に3のセンターの組織です。これは母体会となる日本弁理士連合会と日本弁理士会から、人と資金を拠出してもらって運営しております。まず、それぞれの会にバックアップ委員会がありまして、日弁連は「日本知的財産仲裁センター」の事業に関する委員会、弁理士会はADR推進機構ということで、それぞれ弁護士、弁理士の委員がバックアップ委員会を組織して、その上で共同の運営委員会を組織しています。

この運営委員会が日本知的財産仲裁センターを運営しておりますが、弁護士会、弁理士会から事務局1名、それから毎年拠出金を出していただきまして、運営資金の一部とさせていただきます。そして調停人・仲裁人・判定人候補者は、弁護士、弁理士、学識経験者からなっております。元知財高裁裁判官などを始めとして、この分野に非常に精通した弁護士、弁理士が候補者として名を連ねております。要するにセンターは知財専門家の集団で運営しているものです。

次のページですが、センターの組織は東京に本部がございまして、そのほか全国8カ所の支部・支所を有しております。これらは高裁の所在地と一致しております。北海道から九州まで日本全国をカバーするものです。

次のページ、業務です。業務として1から8までございます。相談業務から調停、仲裁、センター判定、事業適合性判定、センター必須判定、JPドメイン名紛争処理、特許の貢献度評価等をやっております。紛争解決のみならず紛争予防も含む幅広いメニューを持っておりまして、かつ受付窓口も全国8カ所でやっているものも多くあります。売り上げですが、去年実績でおよそ1億370万円ございます。このうち6番のセンター必須判定の収入が8,390万円と、8割を超えているのが現状です。

6番、このセンターの一つの特徴として、事件管理者というのを相談を除く全部の事件に置いてございます。事件管理者も弁護士、弁理士がなっているのですが、当事者とか調停人をサポートする仕事になっておりまして、被申立人に連絡して、例えば調停で応諾を勧奨したり、調停期日に立ち会ったり、それから期日管理等書記官的な対応もします。それから調停人等の手続に関する問題に関しては、一緒に協議したりしております。

センターの細かい相談というのは、原則割愛させていただきますが、基本的には有料かつ定額でやっております。

例えば7番の調停のところを御覧いただきたいのですが、調停に関しては、申立手数料が4万7,620円で、かつ期日ごとに4万7,620円、和解契約作成等で14万2,858円となっております。高額な紛争の場合は非常に安価に済むというメリットはございます。大

体この紛争解決までに要する期間は、統計を取ったところ標準的に半年程度となっております。

そして今回の法改正に関係するのが 19 ページ、11 のセンター必須判定というものを御覧ください。これが去年の当センターの収益の 8 割超え、8000 万円を超える収入があったものです。これはどういうものかと申しますと、特定の技術標準規格に関する必須特許についての実施許諾団体とセンターとの合意に基づいて、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについて判定するという制度でして、依頼する団体のほうは実施許諾団体となっております。これをやる場合には、事前に実施許諾団体から膨大な資料を頂きまして、この判定人のほうは事前に十分に勉強した上で判定をしております。この必須判定に関してはノウハウ及び実績が非常にございます。開始したのが 2006 年 4 月からで、既に 10 年以上の実績とノウハウがございます。

14 番のセンターの特徴ですが、当センターでは相談、予防業務、紛争解決と幅広い事業内容を行っております。それから、元知財高裁裁判官など日本を代表する知財専門家に名簿登録していただいております。したがって、問題解決能力という点でも非常にあると自負しております。

それから、民間の ADR 機関としては、知的財産全般を専門とする唯一の所であると思っております。それから北海道から九州まで日本全国をカバーしておりますので、地方の事件等もその地方、地方で対応が可能になります。この 20 年間の実績に基づきまして、知財 ADR のノウハウは十分に保有していると自負しております。

センターの特徴はこういうところですが、先ほどの審理期間に関しては次のページにございます。センターにおける審理期間に関する定めとなりまして、調停は、大体 6 カ月以内、3 回以内の期日で終了することを目標としております。仲裁も同様です。センター判定に関しては更に短くて、単独判定においては 3 カ月以内、双方判定においては 4 カ月以内に終了することを目標としています。センター必須判定は、2 カ月以内に終了することを目標にしておりまして、知財紛争の解決という観点からすると、非常に迅速解決が可能であろうと考えております。

次に、センターの持っている課題を申し上げたいと思っております。15. 件数が少ない原因とございます。これは調停と仲裁の案件数が少ないという意味です。実際に調停、仲裁に関しては非常に件数が伸び悩んでおりまして、ここ 10 年ぐらいは 10 件以内ぐらいしかない現状です。そのために去年の 7 月から 8 月にかけて、弁理士会 ADR 推進機構が、日本知的

財産協会正会員様 365 社に対して、どうして利用しないのかというアンケートを取らせていただきました。

次のページ、16 の調査等で見えた利用者の認知度です。一番の問題点としては、存在が知られていないというのは中小企業等でありまして、知財仲裁協会のほとんどの会員様は、名前は御存じなのですが、詳細な手続内容は知られていないということが分かりました。手続に関しても、現状ですと弁護士、弁理士が代理人につきまして申立書作成が煩雑なのではないか。期間 6 カ月程度の調整等の手続としては、もうちょっと短くできないのかという問題があることが分かりました。

それから、定額の手数料なのですが、小さい事件の場合、かえって定額のほうが高くなってしまいう問題点があることが分かりました。もう 1 つ問題点としては、仲裁とか調停ということだと、大企業の法務部の場合は、社内手続的に上に対して説明が難しいという問題があることが分かりました。それから、件数が少ないせいもあるのですが、見通しが立てにくいという問題がわかりました。

次ですが、私たちも考えまして、しかしながら潜在的な需要はあるのではないかと考えました。裁判による解決の問題点としては、調停等に比べると時間と人的資源のコスト負担が大きいということです。法定は原則公開ですので、秘密の確保に関しては、センターは全て秘密でやるということなので、その秘密の確保という点からの長所があります。当事者の納得感で、もちろん裁判には和解というものもございしますが、それができない場合は勝訴か敗訴ということです。一応調停の場合は、ビジネス上の関係構築を盛り込んだ柔軟な解決ができるのではないかとということで、裁判の欠点をカバーする ADR の潜在的需要はあるのではないかと考えまして、「知財紛争の迅速解決を望む事業者にとって最も頼りになる存在」というのを目指して、抜本的業務改革を推進することにしました。

現状ですが、18 になります。過去やっていたこと、現在行っていること、今年度予定していることに分けて書いています。既に行ってきたことは、今後も継続予定でありまして、シンポジウム、研修、法律相談会、知財協との交流、弁護士会・弁理士会の広報誌、パンフレット、ポスター配布などはやっていました。

現在、私たちの視点だけではなく第三者の視点も入れて、知名度、周知度向上のための施策を打っていこうということで、今年の 4 月に大手広告代理店とコンサル契約を締結しまして、とりあえずホームページの改訂とフライヤーの改訂に着手しました。こうすればもっと知られるとか、こうすれば親しみやすくだろうという視点からいろいろアドバイス

を受けているところです。

それから、「日本知的財産仲裁センター」という名前ですと、実際にはそれ以外の調停とかセンター判定などもいろいろやっているにもかかわらず、イメージ的に仲裁しかやっていないのではないかという意見もあり、名前を変えるかどうかまだ決まっていますが、今検討しているところです。

それから、料金体系に関しても、定額制を取っているのですが、もう少し中小企業に敷居の低い料金体系は考えられないかということで、料金体系や調停運用の簡易な手続が可能かというのを検討しているところです。

そのほかに商工会・自治体相談員の研修等もやっております、今年度はパンフレット・フライヤーの改訂、配布物の配布方法の検討と実行、それから広報改革の更なる促進。それから、英語での事件の受付もやっています。国際化をもう少し推進しようということで、運営整備と受付開始、研修改革、手続の電子化も一部やっているのですが、もう少し幅広く広げようということで推進中です。

次は、21の知財ADRを普及させる目的になります。基本的に私たちのセンターは、弁護士、弁理士が運営委員は全てボランティアでやっております、無報酬で運営しております。どうしてそこまで頑張っているのかと言いますと、我が国の強みである知的財産権を守り、その活用促進を支援する。知財紛争処理に当たっての、事業者の負担を軽減する形で事業者の支援をする。日本全国、中央だけでなく地方の事業者も利用しやすくし、もって日本経済に寄与するという公益的目的にとって頑張っているというものです。

22からはこちらの要望、提案になります。知財ADR機関連絡調整会の新設というものを提案させていただきたいと思っております。例えば金融ADRとか医療ADRなども、このような連絡調整会を作って非常に成功している例だと思うのですが、知財ADRに関しても関係諸機関がお互いに連絡を取ながら、お互いのサービスの質を高められるような方策はないかと考えております。

次のページは関係機関連携のメリットになります。関係諸機関は、事業者や各相談員に直接接触する機会がありますので、センターのことをもっと分かっていただいた上で、事業者の方々の問題解決方法の選択肢を増やしていただきたいということがあります。それから、関係諸機関の知見を多方面からセンター側にも御提供いただくことで、より事業者に沿った運営が可能ではないかということ。逆にセンターから関係諸機関に現場の状況をフィードバックすることで、全体としてのリーガルサービスの向上にも資するのではない

かと考えました。

最後になりますが、更なる利用促進のための政府への要望。これ「政府への」と書いたのですが、政府以外の多方面に対する要望ですので、更なる利用促進のための要望として捉えていただければと思います。

まず、連絡協議会の新設というのを1つ御提案させていただきます。2番目は、知財総合支援窓口との連携をもう少し強化させていただけないかと考えております。例えばセンター委員の派遣、事件紹介。もちろんセンターの紛争解決手段が適合する場合の事件の紹介ということです。場合によっては、窓口支援担当者や専門家の先生によってセンターを御紹介、こういう選択肢もあるんだよということで御紹介いただけたら非常にありがたい。

次のページ、23-2は中小企業への政府への要望になるかと思えます。中小企業へのセンター申立費用に対する助成金、補助金です。幾ら安くやるといっても、仲裁人、調停人の方に対する報酬の支払いはしなければいけませんので、全く無料というわけにはいきませんし、一定程度の費用はかかります。そこである程度、一定の基準を満たした企業への申し立てする場合の助成金を考えていただければありがたいと思えます。

それから、これは特許法上にセンターを位置付けるということなのですが、この具体的内容については、まだセンターとしては詰めておりませんが、特許法上に一定の記載が入ることによって信頼性が高まるのではないかと考えています。現在もADR法上の機関ではあるのですが、知財である知財法にもそういう根拠的な条文というか、存在を認めていただいている条項が入ればありがたいと考えております。

5番目、標準必須特許の実施者が申し立てる裁定についてです。例えば裁定については、審議会の委員等の推薦をセンターに委嘱していただくとか、標準必須性に疑義がある場合に、裁定の前提としてセンターの判定を御利用いただくというのを考えていただければと思います。

以上、センターの説明と要望を申し上げました。御清聴ありがとうございました。

○高林委員長 ありがとうございます。各種の提案も含めて詳細にセンターの現状、課題、将来性についてお話をいただきましたが、この議題についても後に取りまとめて質疑を行いたいと思います。

続きまして、議題3に入ります前に、前回、杉村委員から御質問、御指摘いただきました、WIPO仲裁調停センターにおける裁判外紛争処理手続につきまして、資料3を基に特許庁から御説明をお願いいたします。

○野仲国際政策課長 国際政策課の野仲でございます。それでは資料3に基づきまして御説明させていただきます。

WIPO 仲裁調停センターですけれども、こちらは知的財産や技術に関する紛争についての裁判外紛争処理サービスを提供する機関として1994年に設置されまして、調停、仲裁、簡易仲裁、専門家による決定のほか、ドメイン名紛争処理のサービスを提供しております。

その利用状況ですが、資料のグラフでございますようにドメイン名紛争処理を除いた申請件数については、昨年は60件と多くございますけれども、通常ですと年20件から30件程度となっております。その内訳については、調停が約6割、仲裁、簡易仲裁がそれぞれ約2割となっております。

このWIPO 仲裁調停センターでは、エネルギーやライフサイエンス、ICTなどさまざまな専門分野の紛争にも対応可能としておりまして、前回、杉村委員から御質問ありましたように、標準特許、FRAND 関係の紛争についても、その1つとして挙げられております。この標準特許、FRAND 関係の紛争については、WIPO 仲裁調停センターを利用するための例えば仲裁合意のひな形なども用意されておりますが、この標準特許、標準必須特許の定義とか、どこまでが仲裁・調停の対象として扱えるかというものの説明は特段与えられてございません。WIPO の ADR というのは一般的な ADR と同様、双方当事者の利用合意に基づいておりますので、両当事者の合意が得られれば、対象を厳密に限定する必要はなく、広く対象とすることが可能ということかと存じます。

利用状況については、特段公表の数字はございませんが、実際に標準関係の利用があるかについては、余り事例がないものと認識しております。

以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

#### 4. 第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討

○高林委員長 それでは、続きまして議題の3、第四次産業革命を視野に入れた新たな ADR 制度の検討につきまして、資料4に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 それでは、資料4に基づいて御説明申し上げます。途中退席される委員の方がおられるということですので、非常に駆け足になりますが、お許しください。

資料をおめくりいただきまして2ページ、これは前回の資料と同様ですけれども、中小



企業というのは、知財紛争に対する対応が容易ではないという問題意識がございます。

3 ページ目ですが、知財に関して現行の ADR 制度として私どもが認識してございますのが、下の3つは前回も御紹介しました民間の ADR ですが、もう1つ、行政が行う ADR として著作権法上のあっせんという制度がございます。これは著作権法施行時、すなわち昭和46年から存在するものでございます。

4 ページ目ですが、ADR というものに関して、前回の審議会の御議論でも、行政が運営する行政型 ADR と、民間の ADR を何らかの形でこ入れするという両方の考え方があって、両方について御議論があったわけでございます。それについて事務局で2案、議論のたたき台として御用意させていただいております。

改正案1ですが、これは著作権法と同様に、特許庁に独自に ADR を設ける。すなわち特許庁であっせん委員を選んで、あっせんを行うということを特許法に位置づけるという案でございます。

改正案2は、てこ入れの案でございまして、ADR 法の認証を受けた民間 ADR 機関のうち、知財紛争処理の能力が十分備わっている機関を特許庁で指定させていただくというところでございます。この指定 ADR による効果ですが、指定 ADR 機関は、特許庁に対して手続が一部簡素化された特許発明の技術的範囲の判定を依頼できるということ。判定は現行制度でもございますが、この指定 ADR 機関の判定は、通常の判定に比べて手続が簡素化されている。それは既に ADR の調停委員の中で一旦技術的範囲について特定がある程度されることを念頭に置いて、それでなお判定を要すると ADR 機関が考えた場合に、利用することが可能だということを考えております。

御参考までに現行法の特許法 71 条の2ですが、これは裁判所からの鑑定嘱託という制度がございます。こちらは特許権発明の技術的範囲の照会ですが、判定と違って裁判所から御依頼いただくものですので、手続がかなり簡素化されたものになっているというところでございまして、それを少しイメージしたものでございます。もちろん、先ほど御説明ありましたように仲裁センターさんはかなり能力が高いということでございますが、今後 IoT が進むことで技術の権利関係の複雑化、領域横断的なものがもっと複雑になることを想定しておりまして、もし必要であればということで、こういう制度を御提案申し上げるということでございます。

以上です。

○高林委員長 非常に簡潔に御説明いただいたもので、どこから議論したらいいのか悩ま

しいところでは、先ほど、仲裁センターの収入の多くの部分は、技術標準規格の必須特許認定手続であって、仲裁、調停というものは件数としては非常に少ないというお話がありました。今般審議対象となっているのは、特許庁が主体としてやるか、民間 ADR に協力してやるかは別にして、仲裁とか調停とかといったいわゆる ADR といわれるもののほか、行政的な裁定制度というものもありました。本日は、行政的な裁定制度は俎上に上っておらず、いわゆる ADR といわれるものが審議対象となっております。そのいわゆる ADR というものの中に、仲裁や調停が含まれるのは当然として、必須特許認定手続きといった判定的なものまで含まれるといった御提案なのか、ただいまの御説明はなかなか粗削りで議論は百出するだろうなと思うところですし、百出していただいて結構だということです。

ただ、12 時過ぎに退席される山本和彦委員、特に最初に御発言があればいただければと思います。

○山本（和）委員 御配慮ありがとうございます。それでは申し訳ありませんが、途中退席させていただきますので、まとめて意見を申し上げたいと思います。

先ほど御説明があった資料 4 の最後のページの改正案のイメージでございますが、私自身は前回この 2 つの案、アプローチが考えられるのではないかと申し上げまして、改正案 1、特許庁が独自に ADR を設けるとすることも選択肢として有り得るのだろうというふうに申し上げました。ただ、その後いろいろと考えて、あるいは本日センターのほうからのお話を伺いまして、この改正案 1 というのは、現在はやや疑問を持っておりません。

前回、改正案 1 的なものとして例に挙げたのは事業再生分野の ADR で、中小企業に特化した形で中小企業再生支援協議会という行政型の ADR を設け、他方で大企業を相手にした事業再生 ADR という民間の ADR が並立している。そういう意味での役割分担が考えられるのではないかと申し上げました。ただ、事業再生の分野は、民間の ADR は基本的に東京に 1 カ所だけあって、そもそも中小企業は最初から念頭に置いてないというか、対応もできないような組織構成になっているところがあるわけです。

知財の分野は、本日伺ったところでセンターというしっかりとした組織があり、また地方にも全国 8 カ所に拠点があるということ伺いました。そういうことからすると、こういう横並びで行政のものを新たにつくるということよりは、既存の ADR を活用して、それを官民一体の形で支援していくほうが制度としては効率的であるし、また実効的なのではないかと印象を受けた次第であります。

そういう仕組みとしては、いわゆる金融 ADR というのがそういう形を取っていると私は認識しております。金融 ADR についても、行政的な枠組みをつくるべきではないか。これはイギリスとかその他で金融オンブズマンという半行政的な組織がございますが、そういうものを日本で作るべきではないかという意見もございました。現状は既存の民間 ADR を活用して、それを行政が支援する、金融庁が支援するという枠組みは確立して一定の成功を収めておりますので、そういった方向を目指すのがこの分野においては適当かなと思うに至ったところであります。

そこで改正案 2 ですが、結局こういう仕組みをとる場合には、現在民間の ADR が先ほど御紹介がありましたが、必ずしも活用されていない原因がどこにあって、どこに行政が支援するにしても、そのリソースを投下するのが最も適切かということを考える必要があるだろうと思いました。そういう意味で本日のお話は大変興味深かったところであります。

1つのポイントは知名度で、知られていないところにあるというお話があったところであります。それは恐らくは申立ての数が少ない。また、申立てがあっても相手方がなかなか応諾してくれない。そういったところにつながっているのだろうと思いました。そういう意味では改正案 2 にあるように、特許法の中に一定の ADR というものを位置づけて、その信頼性を法律的、制度的に明らかにすることはあって良いように思った次第であります。

イメージとしては、ADR 法の中で既にセンター等は認証を受けておられるわけですが、そのように認証を受けた機関について、さらに特許法の中で特許庁が一定の認定を行うような仕組みは考えられるだろうと思えます。これは前回お話しした産業競争力強化法の中で、事業再生分野の中で現に行われているような類似の仕組みということになります。

それによって本日一定の法的効果についての御提案がありました。この法的効果の適切さというのは、私は知財の専門ではありませんので論評できないのですが、そういう法的効果を付与するとともに、現実には一定のお墨付き効果というか、法律の中で行政に認められた ADR であるということが、知名度を上げ、申立ての数を増やし、先ほど社内での説明が非常に困難であるというお話もございましたが、社内での説明も容易にするような効果はあるのではないかと思います。

そのほか広報活動に行政が協力する道もあるのではないかと考えております。最近、日本商事仲裁協会という商事仲裁を取り扱う機関、これも利用が非常に少ないということで中小企業向けに非常に営業努力をされていて、その中で地域金融機関との連携を非常に重

視されているというお話を伺いました。地銀などにアプローチをしていくということであり  
ります。

確かに全国の多数の中小企業にアプローチする際には、地域金融機関のネットワークは  
非常に重要なリソースであると思われるので、そういうところと連携する。その際には  
金融庁などと一定の連携をしていくことも考えられます。それは一例であります、そう  
いうところに行政が協力することはあるだろうと思います。

それからもう1つの問題としては、費用の問題が先ほど指摘されたところでもあります。  
中小企業にとっては費用、コストのハードルは非常に高いと思いますので、そういう意味  
では中小企業が先ほどのような形で認定されたADR機関があるとすれば、そこにアクセス  
するについて一定の公的な援助は考えてよいのではないかと思います。もちろんそれには  
財政的な裏づけが必要になると思います。先ほど申し上げたようにこれを政策的に推進す  
るということであれば、本来、行政が自前でADRを作ることも論理的には考えられるわけ  
でありまして、それに比べれば費用は安上がりと言うとあれですけども、相対的にはか  
からないということであるとすれば、このように一定の財政的な援助を民間のADR機関を  
使う際に行うことも十分な合理性はあるのではないかと思います。

最後に、センターからの御要望として連絡協議会の仕組みについて御指摘がありました。  
私はこれは非常に重要だと思っております。先ほど医療、金融の例がありました。例えば  
金融庁に金融トラブル連絡調整協議会という仕組みがございます。これは2000年に始ま  
って、もう20年近くたっているものです。私は創生当初から関与して、現在座長を務めて  
おります。この仕組みは、定期的にADR機関、あるいは利用者の代表とか弁護士等の関係  
機関、さらに行政等が会合を持って、その時々々のADRの問題点を出し合い、その改善策を  
率直に議論するというフォーラムでありまして、私の認識ではこれは非常によく機能して  
いるように思います。

こういう地道な活動を定期的に続けていることによって、例えば金融のADRでは、リー  
マンショックで非常に多くの金融紛争が生じたときに、金融ADRという仕組みを抜本的に  
作り直す、ボトムアップでそれを迅速に立ち上げるということで、金融関係の紛争をかな  
り大量に処理することができた。裁判所に行く前に大量に処理することができたという成  
果を上げております。そういう意味では知財の分野でも、このような営みは非常に重要な  
ものであると思われまして、行政がそれを適切にサポートするようなシステムによって、  
適時適切に知財分野の紛争処理の効率化、実効化を可能にすることができれば非常によろ

しいのではないかと考える次第であります。

以上でございます。

○高林委員長 山本和彦委員は 12 時過ぎに退席されるということですので、議題 3 に集中して御発言していただきましたが、最初には知財戦略のお話もございましたし、それも含めてあと 60 分程度ありますので、どの議題に関することでも結構ですので、御発言がございましたら自由にお願ひしたいと思います。

仲裁センターのユーザーの立場に立つのは、中小企業だったり大企業だったりすると思うのですが、今、件数が少ないとか、必須特許認定についての仕事が多いというお話もございました。その辺についてユーザーの立場の企業である委員として何か御発言がございませうかという高橋委員かなと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員 質問でもよろしいですか。

前は、紛争処理、紛争解決について基本的には司法ですよ。行政が入るとするのは例外的な場合です。行政が出て解決するための実効性なり必要性なりは説明できなければいけませんね。というお話がありました。これとの関係で、特に標準必須特許に関わる紛争に対して、どれだけ民間の ADR が対応できるのかできないのか、その現状をお聞かせいただきたいという視点で質問をしたいと思ひます。

まず、標準特許はどうしても国際的な特許に関わることが多いので、仲裁というとその利点としてよく挙げられるのが、ニューヨーク条約を介して国際的に執行できますねということですが、実務上どれだけの頻度でそういうことがなされているのでしょうか。

○野間日本知的財産仲裁センター長 仲裁ですか。

○高橋委員 仲裁判断の効果がニューヨーク条約を介して、グローバルに執行される状況がどれくらいあるのでしょうか。

○野間日本知的財産仲裁センター長 仲裁に関しては、残念なことに当センターは今ほとんどやってない状況です。と言ひますのは私も国際契約、例えば国際ライセンス契約等の締結でそういうのを作るときに、仲裁は第三国のシンガポールとかそういうことになることが多くて、あとライセンサーの国になることが多いのですが、日本で仲裁というのは条項上、実務上ほとんど行われていないのではないかと。日本国内の企業同士の契約の場合ですと、東京地方裁判所を専属管轄とするような条項が多いのが現状でして、仲裁センターでも今後発展させていくとしたならば、仲裁ではなく調停のほうであろうかと、現状の実務からはそうなってしまうと思ひておひます。

○高橋委員 わかりました。

続けて幾つか聞きたいのですが、必須判定についてなんですが、今そのプールがあって、許諾する団体があって、許諾する団体とセンターさんとの間で合意があって、それでセンターさんが第三機関として必須認定をされている。しかし一方で、現状としては、許諾団体がうまく機能しなかったり、成立していない標準規格もある。そういった場合には大体二者間で交渉しているというのが増えてきている。二者間で交渉するとなると、権利者は主体的に主観的かというと、自分でこれは必須特許ですよ、そうではないですよと判断する。でも相手方からすると、別に客観的に判断されたものではない。そういう状況の中で二者間での訴えられた実施者が、必須認定をしてくださいという申請はセンターさんの体制として可能なのでしょうか。

○市村知的財産仲裁センター運営委員会委員・弁護士 運営委員の市村と申します。

センターがやっている必須判定というのは、先ほど御説明があったとおり、実施許諾団体から資料をいただいて、必須特許に当たるかどうかという認定をやっているのが実情でございます。委員の御指摘のような紛争関係にあって、何が標準なのかというところに争いがあるものが持ち込まれているという実態は残念ながらないという状況です。

○小林知的財産仲裁センター運営委員会委員（特許法改正プロジェクトチーム部会長）弁護士 仲裁センターの本件に関わるプロジェクトチームの座長をしております小林と申します。御質問ありがとうございます。

センターでしております標準の必須性の判定と申しますのは、先ほどから御説明しておりますとおり、実施許諾団体から申し受けております。実施許諾団体は何のためにあるかといいますと、実施者にとっても、特許権者にとっても、1件1件そのライセンスの交渉をするのは非常に大変だということから、実施許諾団体のところに特許もまとめる、それから実施者にとっても1つの団体に実施のための許諾の交渉をするということで、非常に効率がよくなるということを目指しております。

なぜ特許についての必須性の判定が必要かと申しますと、特許権者はたくさんの特許を持っておりまして、御自分では標準を実施するための必須だとお考えになっている特許がたくさんあるのですが、それを第三者の目で本当に必須かというのを判断した上で、そのプールの中に入れるということにしますと、プールの中での受け取った実施量の配分のために客観的なデータとなる効果がある、といったような、かなりシチュエーションが限定されたところでの判定を請け負っております。よろしく願いいたします。

○高橋委員 次に、今の必須認定とその後の紛争解決とを全体として見た場合、標準必須かどうかを判定して、その後、仮に紛争があった場合に、その紛争解決までをパッケージにするメニューみたいなものはあるのでしょうか。

○野間知的財産仲裁センター長 センターの先ほどのレジュメで申しますと、5の業務というところであるのですが、例えば調停を申し立てていただいて、そのあたりを調整するとか、そういう組合せは考えられるのではないかと思います。

○高橋委員 分かりました。

○高林委員長 必須特許判定というのは、センターがやっている仕事としてあつせん、調停、仲裁とあるというのと、そのどれに分類されるのですか。それとは全く別な業務として、やっているわけですか。

○市村知的財産仲裁センター運営委員会委員・弁護士 今おっしゃった趣旨は、特許自体に紛争がある場合のことをおっしゃっているのですか。

○高林委員長 いや、仲裁センターの業務として、どこまでが仲裁センターの業務であるということなのかなということです。私たちの考えだと、あつせん、調停、仲裁をやっておられるのだらうなと思っていただけですが、必須特許であるか否かの判定というのは、あくまで民間団体としてのサービスとしてやるということなんでしょうか。

○市村知的財産仲裁センター運営委員会委員・弁護士 それは仲裁、調停のほかに、その実施許諾団体との契約に基づく必須特許の判定を行っている。別個の事業としてやっているということでございます。

○小林知的財産仲裁センター運営委員会委員（特許法改正プロジェクトチーム部会長）弁護士 補足してよろしいでしょうか。一度御説明申し上げましたけれども、センターの仕事は、実際に紛争が起こってしまったことも解決を図っておりますけれども、このような必須特許の判定ということを経営として行っておりますのは、紛争になることを事前に回避するための事業としてもサービスを提供しておるといったメニューで成り立っております。

○高林委員長 どうぞ。

○萩原委員 今の点に絡んで頭の中を整理させてもらいたいのですが、ADR というのは、今おっしゃったように基本的にあつせん調停と仲裁があるわけですね。著作権法の中ではあつせんを選んでいるわけですよ。今回の場合、特許庁さんとして3つの典型的なADRを全て対象とされようとしているのか、そうではないのかというのを1つ確認したい。

もう1つ、高橋委員が標準必須特許の話をしていましたが、今回の話はそうではなく

て、標準必須特許に限らずいわゆる特許侵害に関わる紛争、これ全体というか特許に関わる、特許だけではなく産業財産権全部を射程に入れているのか、そこも含めて特許侵害と言いますが、特許侵害訴訟全体を対象にしようとしているのか、そこを確認したいと思います。

○中野制度審議室長 お答え申し上げます。2番目の点については、今日御議論いただいております話は標準必須特許に限らない一般のお話でございまして、前回申し上げます裁定のほうが標準必須特許に限定でございまして、そういう意味では標準必須特許に限定した裁定の御審議は、今回以降ということになります。

1つ目の御質問については、先ほど案1と案2と御提案差し上げましたけれども、案1を採る場合は、一応事務局の案としては著作権法を前例にしたものですから、あっせんのみになってございます。ただし改正案の2は、特許発明の技術的範囲の判定を、手続を簡素化して、ADRができるようにするという制度でございまして、ADRでやるのが、あっせんであろうが、調停であろうが、仲裁であろうが、そこはあまり関係がありません。例えば、ADRが仲裁をやっているときに、特許庁に判定を依頼することも十分有り得て、そこでそれは仲裁だからやりませんということにはならないという制度でございまして。

○萩原委員 そうすると今知財仲裁センターでやられている業務の範囲をベースにしながら、特許庁さんのほうで法的なものは組み込んで、実際の実務については仲裁センターさんにお任せするという形ですか。

○中野制度審議室長 そうです。あっせんか、仲裁か、調停かというのは民間のADRにお任せです。

○高林委員長 仲裁センターの提案の中で、必須特許判定についてはセンターを利用して、その後のライセンス料については特許庁の裁定を使ってもらってというお話があったので、これは必須特許についての裁定の話と民間ADRを使うという話が合体しているので、そこがどういう仕切りなのか私自身がよく分からないので、萩原委員の御質問のように私も質問したかったわけです。

民間ADRがやっている仕事は、今おっしゃったとおりあっせん、仲裁、調停というものに区分けされないまでも、知財に関わる紛争についてはいろいろやっておられるわけで、特許庁がそこに協力するというと、特許庁が協力してくるところも非常に広がってきて、必須特許判定についても特許庁が何かアドバイスしていくという話に聞ける。この仲裁センターが行う標準特許判定と特許庁との仕分けを聞きたいということです。



○萩原委員 了解しました。

○高林委員長 宮島委員どうぞ。

○宮島委員 野間さんに御質問したいのですが、政府の要望という中で、1つは特許法上にセンターを位置づけるということは、それが信頼を得ることが分かるのですが、この中で、対応可能な認証ADR機関はセンターのみと赤字になっているのは、これは逆に今ある中ではセンターのみを位置づけるべきであって、そのほかはそうではないとか、そういう意味合いを含むのかどうかということが1つです。

それから、裁定について、審議会委員の推薦をと書いてあるのですが、この審議会というのは何のどういった審議会の意味なのか。例えば何か公的なものを決める審議会に、その委員など推薦を頼むと、現実的にはその公平性がどうなのかを見られる可能性があります。まして、この文章の真意を伺いたいと思います。

○野間日本知的財産仲裁センター長 まず第1のところに関しては、センターのプレゼンなのでPRの趣旨で。一応知財全般をまんべんなく扱っているところはうちだけなので、という意味で赤字で書かせていただきました。それから、次の審議会の委員等の推薦をというのに関しては、例えばセンターの利害に関わる内容のものも結構ある場合に、意見を聞いていただきたいという意味で書いてございます。

○宮島委員 すみません、私も途中退席なので意見を申し上げていいでしょうか。

私自身この改正案1と改正案2を拝見するに、ごく一般的に考えて民間がある程度活動をちゃんと回されている状況のときに、それと重なる部分がある公的なものを作るのは世の中に抵抗感があるのではないかと思います。民間にもいろいろ改善点がたくさんあり、もうちょっと中小企業にリーチしなくてはとか、件数もまだ少ないとか、いろいろな課題を解決する方向をとりながら、少なくとも最初から民間と並列するような形でつくるよりは、アプローチとしては民間ADR機関がやっていくところを後押しする形で、いい形をつくることを先に考えるべきではないかと思います。

今の私の御質問は、ほかにも幾つかセンターがおありになるようなので、そういったセンターのこともちゃんと考え、一定程度の競争と言うと極端ですが、それぞれの知恵を出しながらいい形で進めるのが一番理想的だと思っています。その審議会の委員ということに関しても、いろいろなところの意見を。つまりここにリードされているセンターさんだけでなく、いろいろなところの力を集めながらいい形にするのが基本姿勢かなと思います。確かにほかのところは一部だけしかやられていないということで、全く同じではない

かもしれませんが、そういうところをどのような形で協力体制をつくり、どの部分を特許庁がやるかを考えながら、持ち上げていくのがアプローチとしてはいいのではないかと思います。

○高林委員長 ありがとうございます。

仲裁センターのお仕事の中で、あっせんと言いますか、そういう判定のようなものと、それから調停、仲裁というものもあると思います。調停と言われると裁判所の和解というものがあり、仲裁というと裁判所の判決というものがあるわけです。あっせんとか判定というところは分かるのですが、調停とか仲裁とかを裁判所外である民間でないかということについて、裁判官の立場からはいかがでございますか。

○東海林委員 東京地裁の東海林でございます。

裁判所の立場からと言いますか、紛争が解決しなければ最終的には裁判所に来るという前提がありますので、裁判所に持ち込まれる前に、どのように紛争を解決するかということではないかと思います。個人的には、改正案1と2とありますが、先ほどから話も出ておりますように裁判に入る前の紛争ですから、いかにユーザーに使いやすいかというところが大事なのではないかと思っています。

そうしますと、既存の仲裁センターがある中でまた1つ官製のものを作るということにつきましては、先ほどの御説明をお聞きしていると、仲裁センターは余り使われていない状況になっているようですので、もちろんそれぞれの仲裁センターが非常に特色があって使い分けができるということであれば別かと思いますが、さらに同じようなものができてしまうと、ただでさえ今利用されていない状況の中で、言葉は悪いかもかもしれませんが、共倒れになってしまわないかという気もいたします。

裁判所で紛争処理をしている立場から申しますと、こういうものは事例の蓄積、それから仲裁する者の経験の蓄積が大事なのではないか、それによって初めて仲裁、あっせんというものが機能していくのではないかと思います。たくさんのもので、もともと事例の少ない中でばらばらに申し立てられてしまうと、そういう蓄積ができず、結局機能していないということになり、また使われない、という悪循環になるのではないかという気もいたします。できれば既存の仲裁センターで、特許法による認証ADRということでもいいのかと思うのですけれども、集約してそれをいかに使いやすい制度にするかということ、特許庁も含めて御協力いただく方がいいのではないかと考えております。

ただ1点、改正2の関係ですが、今日お話を伺って少し分かりにくいなと思ったこ

とで御質問にもなりますが、改正2の案でいきますと、特許庁で判定する形になっています。判定制度はもともと特許法にあるわけですが、一方で仲裁センターにも、先ほどの御説明だとセンター判定というものがある。先ほど標準必須特許の話も出ましたけれども、センターでも、もともとセンター判定と言って技術的範囲に属するかどうかの判定をしているところを、例えばセンターにおけるあっせん、調停、仲裁に特許庁の判定をすることになると、その判定の関係はどうなるのかということ疑問に思いましたので、その点について何かお考えがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○中野制度審議室長 今の点についてお答え申し上げます。確かにそういう議論が有り得ると思っております、特許庁が指定した、ADRの依頼で判定をやる案については、どういうメリット、違いがあるのかというのは、今後さらに詰めていかなければいけないと思っております。

1つあるのが、先ほども少し言いかけてましたけれども、第四次産業革命ということを見ると、これまでの議論でも出てきましたようにIoTということになると、権利関係が複雑化して領域横断的になる、紛争が複雑になるということもございます。そういった観点から技術的範囲の特定がだんだん難しくなってくるだろう。そうすると特許庁側から言うのは口幅ったいのですが、技術的範囲の判定についてのスキルというのは特許庁にあり、蓄積もあるものですから、そのリソースを御活用いただく。もちろんセンターのほうで能力が十分あるところもありますので、必要なければ使わないということも当然あります。ただ、必要であれば使っていただくということで御用意させていただくものです。一方で今でも特許庁の判定はあるのですが、今ですと当事者が判定するという制度になるので、その手順がいろいろあります。

一方でADRの売りというのは、先ほどプレゼンテーションでもありましたようにスピードというのがございます。ADRで紛争の中で判定しなければいけない事案が生じた場合には、特許庁に聞くときには、簡素化された手順でスピード感を持ってできる。こういうメリットがあるというのが1つです。

もう1つは、特許庁の側から言うのは我田引水というか口幅ったいのですが、紛争の納得感を得るときに、ADRの中で当事者に納得感を強く与えるときに、調停委員のADRとしての判断だけではなく、特許庁も言っていますよということでの使い方は、もしかしたらあるのかなということは少し考えてございました。

○高林委員長 ありがとうございます。

辻居委員どうぞ。

○辻居委員 私は日弁連として知財センターに所属しております。野間先生とは違った委員会なのですが、日本知的財産仲裁センターを活用していく方向性については、全く異存なくて賛成でございます。そして野間先生がおっしゃったように、特許法上にセンターを位置づけて信用性を高めるということについても、大賛成でございます。

その観点から言ったときにちょっと疑問なのですが、改正案の2におきまして、技術的範囲について特許庁に依頼できるということが、仲裁センターの信用性を高めることになるのかということが私自身分からなくて、その辺は野間先生のほうでも、内部でそこまで検討されたことでのことなのかどうか。先ほど東海林委員の御質問も同様な趣旨かと思うのですが、自分の信用性を高めていくために、指定してもらうのはありがたいと思うのですが、その前提に、依頼することができると書いていただくことが、信用性を高めるという本来の目的に合致するのかという点について、何かしっくりこないというのが私の印象でございます。

○野間日本知的財産仲裁センター長 センターの意図としては、今までADR法における認証機関ではあったのですが、知財関連の法律上には全く名前等が登場してこないということで、センターに対する、さっきも山本先生がおっしゃっていましたが、お墨付き効果と言いますか、そういうのを基本的には期待して書いたものです。ただ、具体的な法案内容についてセンターとして十分に詰めているかと申しますと、このお話があったのが4月の終わりか5月ぐらいでして、まだ法令の内容についてまで詳細に議論はしていないところでございます。

○高林委員長 私からの質問ですが、センターとして必須特許判定とおっしゃるのは、申立人として団体がいて、ライセンサーとライセンシーがいる中で、これは本当に必須特許なのかを判定するという手続で、単独で勝手にやるものではないと思うのですが、センター判定というのには単独判定というのがございます。仲裁センターという、仲裁するという趣旨のセンターの名前から見ると、この単独判定という片方だけでやるというのが原則だとすると、特許庁の行っている判定という、基本的に片方だけでできる制度とはどう違うのでしょうか。

○野間日本知的財産仲裁センター長 原則というわけでは。単独判定も双方判定も同じようにありますが、単独判定をやりたい当事者というのも、もちろん相手方に知られないで、

例えば自分の特許が有効か無効かというのを事前に知りたい。しかも客観的な意見を知りたいという場合は、単独判定を利用するのではないかと考えています。

○高林委員長 そうすると特許庁と完全に重なっていると思うのですが、特許庁に行かず  
に仲裁センターに行くというメリットはどこにあるのでしょうか。

○辻居委員 やはり公にならない点かなと思うのです。秘密性だと思います。

○小林日本知的財産仲裁センター運営委員会委員(特許法改正プロジェクトチーム部会長)  
弁護士 補足よろしいですか。秘密性というところで、社内で知財紛争を抱えつつあると  
きに、自社の特許がどのくらい強いのか、他社の製品が本当に侵害しているかどうか、それ  
を社内で検討を進めていかどうかを決めるという段階では、相手方に知られないで客観  
的な意見を欲しいということになりますので、そんな使われ方がされていると考えていま  
す。

○高林委員長 特許庁としては、そこにコラボしていこうというふうに書かれているので  
すけれども、単独判定を申し立ててきたとき、特許庁のほうの技術的専門性の…。

○中野制度審議室長 案2のほうは、単独判定ではなく、ADR の中でのあっせん、調停、  
仲裁の中で技術的範囲が問題になった場合に、調停委員と特許庁との間で判定のやりとり  
をやるということになります。したがって、ADR が独自にやっている判定とは切り離して  
いただくということで考えています。

○高林委員長 それでは、金子委員どうぞ。

○金子委員 ありがとうございます。収入の大きさや、また先ほどの裁定との関係で、セ  
ンター必須判定の内容とか非常に興味深いところではあるのですが、本日御提案のADRの  
活用という内容からすると、センター必須判定のところよりも、むしろ十分活用され切れ  
ていない仲裁、あっせんなどについて、どのようなことを望んでいくのかということがよ  
り重要なのではないかと思います。

その上で前回も欠席しましたので、このADRの活用の点について少し私自身の意見も申  
し上げさせていただきたいと思います。全体として、今回の推進計画2017でも挙がってい  
るように、特に中小企業等の知的財産権の活用にとって、訴訟コストなどが引き金となっ  
て、本来有効な権利であり適切な対価が得られるべきであるにもかかわらず、対価が得ら  
れていないことについて、ADR等の活用がされて適切な対価が得られるようになることは  
望ましいことであり、また逆に中小企業が今度は権利を行使される側になった場合に、本  
来は無効な特許、技術的範囲に属さないものであるにもかかわらず、その訴訟のコストを

恐れているがために不当な要求に応じてしまうことを避けるべきである。もちろん裁判制度自体は非常に活用されて、短期間でなるべく低コストで決着がつくような努力が進められているところではありますが、他方でADRも活用されていくことは望ましいのではないかと思います。

その上で具体的な方策として、今回資料4で御提案いただいた2つの方策のうち、幾つか既に意見も出ておりますが、私自身も改正案2のように、民間のADRを活用する案がいいのではないかと、本日の御説明や御意見を踏まえて思うようになった次第です。

改正案1の特に行政が介在する形については、1つには、恐らく先ほど山本委員から御指摘があったように、ほかの特に政策的なものとの組み合わせなどにおいて行う。例えば地域などにおいて、地域のそのほかの諸々の状況などに応じてという場合には、意味もある場合もあると思うのですが、今回の特に特許に関するものについては、民間のものとうまく役割分担して、民間のADRを基礎としつつ、それを位置づけていくというやり方は適切なものではないかと思っています。

その1つのやり方は、特許法にこういった指定などを通じてADRの存在を位置付けるとともに、何らかの対応をしていくことになるとは思います。これは大きく言えば看板を特許法に示すということであり、看板というのは結構重要なことでもあります。知名度がADRの活用の妨げとなっているとすれば、特許法にそういったものも存在するということを示すこと自体も一定の意義はあるだろうと思います。その結果、利用が爆発的に増えるかどうかは、さらにADR団体の努力の仕方次第だろうと思いますが、そういった意味合いはあるのではないかと思います。

その際には特定の団体は1つだけというわけではなく、要件を満たす団体については複数していくことになり、広く知的財産全般を対象としている今回の仲裁センターのほか、特定の分野を対象とした団体についても、要件を満たせば指定する。また、当面ではないですけれども、長期的には場合によっては海外の団体において、そういったことを行うのが適切という団体について、日本の特許法上の指定を行い、そういった団体から日本特許について判定を受けるということは、仕組みを作るとは結構意味のあることではないかと思っています。当面はそういったものではなく、まずは国内での運用となるかと思えます。しかも、そういったものを国際的に広げていくことは結構よい結果をもたらすのではないかと思うところでもあります。

その上で判定について依頼できるということが、どれぐらいあるかということですが、ADR 側で判定が必要だと、また当事者がそれを強く望んでいる場合に、それを依頼できることは実際にどれぐらいあるかということは別としても、そういった仕組みがあること自体はよいことではないかと思えます。

他方で通常の判定の場合と比べて、特に相手方の成否など具体的に特定するという局面においては、一般的な特許庁の判定と違って、ADR である程度争点を整理し特定している形で判定が申し立てられることは、特許庁の判断の上でもやりやすくなる面もあると思えますので、私自身はどこまでの効果は別とすると、改正案2の内容については賛成するところであります。先ほどから出ている必須特許判定などに一方の当事者にに基づくものについて、恐らくADRに基づくものではないということで、今回改正案2のようなものがされたとしても、その対象とはならないことになるのではないかと思えます。

長くなりましたが、以上です。

○高林委員長 うまくまとめていただきました。両当事者が仲裁センターで手続の俎上にある程度乗っているときに、特許庁に判定と言いますか、技術的範囲の属否について意見を求めていくというのは非常にすっきりするし、金子委員は今そういうことをおっしゃったのだろーと思えます。今単独で特許庁でやっている判定と、仲裁センターでやっている単独判定との関係として理解したもので、なぜなのかなと思ったということです。

では、杉村委員どうぞ。

○杉村委員 事務局様から御提案いただいた案1と案2について意見を申し述べさせていただきますと、案1というのは、特許庁が「あっせん」を行うという案だと理解しておりますが、改正案2については、特許庁は「あっせん」を行わない案だと認識いたしました。つまり、改正案2については、特許庁は「あっせん」をせずに、民間ADRの手続に協力する案だということを前提として意見を申し述べさせていただきたいと思えます。

先ほど野間センター長からもセンターについてのPRがございましたが、若干PRを補足させていただきたい点がございます。センター資料2の5ページに記載されている事項でございます。センターは、御存じのように私ども日本弁理士会と日弁連様とで運営させていただいておりまして、資料に記載されているように、調停人、仲裁人、判定人のリストがございます。紛争処理を、裁判の代理人として多数経験している弁護士、弁理士、それから裁判以外での民間同士での紛争解決を多数経験している弁護士、弁理士が多数リストアップされております。

しかも弁理士に関しては、紛争処理の豊富な経験に基づくと同時に、ほとんどの技術分野がカバーできる形で、168名の弁理士をリスト掲載させていただいておりますので、技術的な観点については十分に対応できるものでございます。

先ほど野仲国際政策課長様からも御説明がございましたように、民間のADRは両当事者の紛争の着地点をどこにするかということに主眼を置いております。私どもの認識といたしましては、判定は技術的範囲について入るか入らないのかという真偽を判断いただいているものと思っております。技術的範囲について入るか入らないのかの真偽の結果を得たいということであれば、特許庁の判定制度を直接利用すればいいわけでございます。このような技術的範囲に入るか否かの真偽を判断するような判定と、当事者の紛争解決の着地点を見出して紛争解決を模索するADRとの関係について、先ほど何人かの委員からも御質問がございましたように、もう少しきちんと整理する必要があるのではないかと考えております。

改正案2については、例えば技術的範囲について専門的知見を有している人材をより活用したいという現れであるという観点であれば、案2以外の別の案もあるのではないかと考えます。

今回センターから出された提案も踏まえまして、第4次産業革命の時代に特に中小企業を活性化していくための一つの方策として、ADRを活用するためにはどのような方策がよいかということをもっと議論していく必要があると思っておりますので、案1、案2に捉われず検討を続行していただきたいと思っております。

先ほど案2に関しまして、センターの信用性を高めることとなるという御意見もありましたが、これまで我々がセンターを運営してまいりまして、信用性が少ないということは聞いてない状態でございます。信用性の向上という観点よりも、案2や今後別の案を検討するに当たり、活用する企業側がどういう目的でADRを利用したいのか、どのようにすれば活用しやすいのかという観点を踏まえた検討が必要ではないかと考えております。

今後、第四次産業革命が進行するに伴って国境を越えた紛争も多くなってくると思っております。裁判は、原則、各国ごとですが、ADRの利点は、1箇所で全世界的な紛争解決ができるという点がございます。ヨーロッパ統一特許裁判所の詳細を検討するにあたり、その中で同時にADRセンターの設立を2カ所設けるフレームワークについて規則等が出来上がったところだとお聞きしております。今後ADRを検討するに当たっては、第四次産業革命等の動向や国際的な動向も見ながら、ADRの位置づけを検討しなくてはならないのでは



ないかと思っております。

一方で「補助金」に関しては、国として、中小企業がADR機関を活用するときには、補助金を支給するような制度構築をぜひ設計していただきたいと思っております。

○高林委員長 案2について、私も判定というものの位置付けがいまいちよく分からない。委員長と言いながら分かっていないというのは困ったものですが、杉村委員がおっしゃったとおり、当事者間の合意を求めていくという手続をやるのが仲裁センターかなと思っているところと、技術的範囲の属否を判断していくような手続をやる場所の仕分けが私もよく分からないと思いました。矢印のところの「判定」と書いてある趣旨が、不明確かなと私自身も思っております。

案2というのは、決定した案というわけではなく、民間ADRにコラボしていこうという案だろうと思うのです。コラボする程度としてはいろいろなものがあるでしょう。そこについては案2のように判定を両方でやってという話は、私としてもいかなものかと思えますので、その辺も含めてさらに検討することなのかと思います。金子委員が整理してくれたお話は非常に理解できる場所です。案1と案2はあくまでたたき台として出されているものであり、案1がいいという方が余りないということは感じておりますが、杉村委員は、案1に対するお考えはいかがだったのでしょうか。

○杉村委員 案1については、民間のADR機関とかぶるような制度設計であれば、特に新たに設ける必要がないのではないかと考えています。前回の審議会でも発言させていただきましたように、仮に案1があるのであれば、特許庁での「あっせん」は、公開原則であり、知財仲裁センターの1つの利点でもある「非公開」とは異なるなど、明確なすみ分けをお願いしたいと思っております。

○高林委員長 別所委員どうぞ。

○別所委員 ユーザーの立場から今までの御議論を聞いていまして、高林委員長と同じように思っています。まず特許法上に位置付けるというのは、グットアイデアだと思えます。なぜかと申しますと、特に知財部門等の専門部署のない中小企業等が相手の場合には、特許法でも位置付けられているADR法で認証された仲裁センターですよ、というのは殺し文句になるだろう。解決に近づく1つの手段だというように思っています。

ただ、先ほど辻居委員でしたでしょうか、判定のところですよ。判定することができる、特許庁に意見を聞くことができるということではありまじょうが、杉村委員もおっしゃっていたと思えますが、あたかも自信がないかのようにも見えるという欠点もあるので

はないか。したがって、特許法上に位置づけるというのはいいアイデアなので、それを生かしながらそこで判定。確かに71条の2があるので、ちょうどいいあんばいだということなのでしょうけれども、逆に見れば何となく最終的に技術的範囲に属しているかどうか、判断に自信がないとも受け取られかねない制度でもあるので、そこは少し工夫が必要なのかと思いました。

○高林委員長 どうぞ。

○中野制度審議室長 補足させていただきますと、今日は仲裁センター代表的な知財センターのADRとして来ていただきましたけれども、案2は、指定して判定も簡素にできますよというだけの制度です。もっと言えば、指定されることで自分たちの信頼性が下がる、十分に信頼性があるということであれば、指定しないということも当然有り得ます。一応ADRはほかにもございますので、制度的に逆にデメリットがあるということであれば、確かに考えなければなりませんけれども、こちらの仲裁センター以外にも知財を扱っているADRはほかにあります。あるいは一般のADRも、別に知財をやれないということはないということになっております。

申し上げたかったのは、今回必ず指定を受けて、必ずこれをやらなければいけないということではなくて、指定するしないも含めて選択だということ。あとADRは、こちらの仲裁センターは代表的な機関ではありますけれども、唯一の機関ではございませんので、そのところは私どもの整理とか、今日のプレゼンテーションの順番とかでちょっと誤解を招いているかもしれませんが、そこだけ補足させていただきます。

○高林委員長 どうぞ、山口委員。

○山口委員 企業の立場から、一般的なあっせん、仲裁というものについてコメントさせていただきますと思います。正直申し上げまして、私も仲裁センターでの解決という経験ございませんし、念頭に入ってきたこともなかったかなという気がしています。一方で海外との契約においては、仲裁を第一解決案とすることを合意することがよくあって、実際問題として海外のケースでは、アメリカ、イギリスで仲裁で解決しているところもあります。なぜかというコスト面が一番大きい。海外の場合は手間もかかるし、コストもかかる。裁判よりは仲裁のほうが良いという判断になるということです。

そういう意味でいくと日本の場合は、訴訟に対するコストがそんなに高くはないかなというのが私どもの印象です。そういう意味でいくと日本での費用の差が響くような企業は、中小企業としてあるだろうと思います。そういう企業にとっては、1つの解決手段として

ADR の制度が整備されてくるのは非常に有意義だろうと思います。

改正案 1 と 2 ということですが、今まで委員の皆様方がおっしゃったようなことだろうと思います。委員長がおっしゃったようにコラボレーションして、うまく仲裁センターが活動できるような制度になってくればいいのではないかと思います。仲裁センターのほうでは中小企業がターゲットになると思いますので、そこに響くような政策がこれからは必要だろうと思います。うまく両輪で回って、そういう解決手段として根づいていけばいいかなと思います。

以上です。

○高林委員長 仲裁センターに専門家の弁護士、弁理士、元裁判官等がおられることも十分わかりますが、だからといって特許庁に技術的、専門的な意見を聞くということはあってもよいのではないかと思います。裁判所にも技術的に修練を積んだ裁判官がたくさんいる中で、特許庁に意見を聞くという制度はあるわけですので。特許庁の意見を聞くと何か仲裁センターの権威が失墜してしまうというのは、特許庁にちょっとかわいそうかなと思います。やはり技術的専門集団であることには間違いないわけですので、法的な専門家等もそろっている中で、コラボして意見を聴取していく、意見を求めてやっていくことは、仲裁センターの信頼性を高めることなのではないか。

別所委員、そうではないのでしょうか。

○別所委員 私が申し上げたかったのは、コラボするのはいいよ。ただ、自分のところで解決できないような反対解釈されるんじゃないのということです。特許庁に聞くことができる。自分のところで解決できるなら、聞くことができるということは必要ないのではないのでしょうか。簡素な手続でいろいろオプションがあるのだけれども、少なくともできるということは、もしかしてできない事案があるから、できるのではないですかと受け取られませんかという点を指摘したままで。そもそもコラボレーションしたほうがいい。

○高林委員長 辻居委員、サポートしていただけますか。

○辻居委員 日本知的財産仲裁センターがそれをやるということと、ソフトウェア紛争解決センターとかほかの認証機関がやるのでは意味が違うのかなと。別所委員のおっしゃるとおり、日本知的財産仲裁センターが特許だけやっているときに、ほかの ADR 認証機関を、今、中野室長は同列にやりますよとおっしゃったのですが、そういう機関はできないから、できるよというのがあって、それは別に不思議ではないのですけれども、何かちょっとそういうふうに思ったわけで、多分そういうところだと思います。その辺が単なる危惧なの

かどうか。

○高林委員長 杉村委員。

○杉村委員 私の先ほどの発言ですが、特許庁の審査官、審判官は技術的な専門家として十分な知見があるということは私もよく存じ上げているところです。そういう観点からだけで考えますと、個人的には、案2にあるように、特許庁の審判官に判断を聞くことができるという判定制度を民間ADRとリンクさせて利用できるようにするのがいいのか、技術的な専門的知見を備えた人材を更に活用するというのであれば、例えば仲裁人や調停人リストに、客員として技術的専門家をリストに掲載する等という考え方も逆にできるかもしれません。別の観点である「中小企業等が紛争を早期に解決したい」と思うようになる観点をADRの活用を図るための方策を更に検討していく必要があるのではないかと思います。

○高林委員長 金子委員。

○金子委員 別に原案に拘泥するわけではないですが、恐らく判定を求めることができる、との案の1つには、単に指定できるというだけでは法律に書けず、ADR団体が指定された効果が何らかのものがないと法律に書けなというのがあるのだろうと思います。しかも普通の判定よりもある程度団体のところで争点が整理されてくるという形で、しかもできるということを1つのそういう信頼のおける団体であることを指定する趣旨なのであろうと理解しております。なお、指定の効果として補助金が出せるとできればなおよいのであり、政策的には、その結果社会全体にとってのメリットが大きいということであれば、補助金を出す根拠になると思いますが、実際の補助金の支出についてはいろいろな調整が必要だと思います。

判定に関して、実際に判定を求めるかどうかは、結局その団体が望むかどうかということとあります。1つ考えられるのは、団体自身が特許庁に行ってもらうことが適切だと思う場合と、当事者が強くそういうことを望んでいて、そこでは判定したほうが紛争の解決につながるだろうと団体が判断した場合があります、それぞれの場合が考えられるのではないかと思います。

○高林委員長 なかなか議論も白熱しておりますが、春田委員、長谷川委員、順に。

○春田委員 もう時間も余りありませんが、センターの皆さんに御説明いただきまして、本当にありがとうございました。

先ほどお話があったとおり、伸び悩みの原因の調査を見ていますと、中小企業のニーズにいかにか寄り添っていくかというのが1つ大きなポイントかと思っております。ここで調

査されているのは知的財産協会の正会員 365 社ということですが、恐らく大手企業が中心になっているのではないかと思いますので、もう少し中小企業のニーズも調査されたらどうかと思っております。

とりわけ最初の取っかかりである相談件数をどれだけ増やしていけるかというのが大きなポイントだと思います。そういう意味で中小企業の皆さんがどういったことを求めているのか。コンサルタント的な相談のニーズなども踏まえ、今後の対応を検討されたらと思っております。

それから、先ほど来改正案の話がございましたが、改正案は、2の方向性で私も ADR の活用という方向で進められたらと思っております。その上で、特許庁の指定という話がありましたけれども、先ほど議論があったとおり、特許庁がどのような形で指定するのか、指定基準を明確にしていく必要がある。それから指定の範囲ですが、どれぐらいを想定して指定していくのか、そういったところがこれからの検討内容かなと思っておりますので、今後の議論に期待したいと思います。

○高林委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 中小企業ということで話します。私の経験でいくと当初やったとき民間の ADR が話題に出たかという、全く出ませんでした。うちが相談している弁理士、弁護士の方からも、選択肢の1つとして話が出た覚えもありませんので、そういうことが一切ありません。その原因はいろいろあると思いますけれども、少ないということで、認知度が足りないと書いてありますが、20年ぐらいやってきていまだに認知度が足りないというのは、私はちょっとおかしいのではないかと思います。

資料4に特許庁さんが出していただいた模倣品被害の中小企業の対応で、中小企業の78%ぐらいが訴訟提訴していないという現実、そこにこれから仕事をやっていかれるセンターさんのニーズがたくさん詰まっているのではないかと思っておりますので、そこら辺から引っ張り出してやっていくといいのではないかと思います。

○高林委員長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 民間 ADR を促進するという観点から一言申し上げます。ビジネス全体で見たとときの紛争の中で知財に関するところだけ抜き出して、そこだけ解決してもビジネス全体として余り意味がないということがあると思うのです。ビジネス全体の中の大きな部分を知財紛争が占めているのかもしれないのですが、そこが入り口だとしても、最終的にはビジネス全体としての解決に寄与しますよということを、もっとアピールしたほうがいいの

ではないかという気がしています。そこは多分裁判所でできない解決の仕方であり、民間だからこそできることだと思いますので、そこが前面に出るのがいいのかなと思いました。

改正案1と2について言えば、先ほどの議論と同じですが、基本的には改正案2のほうの特許庁さんの資質を活かして、そして既存の仲裁機関と協業、コラボレーションするという形の方向がいいのではないかな。個々課題があるにしても、方向としてはそれがいいのかなと思っています。

○高林委員長 浅見委員、どうぞ。

○浅見委員 お話を伺ってしまして、私も改正案2の方向性に賛同したいと思います。裁判所の鑑定嘱託が特許法に規定されていますが、実際にはあまり使われていないものと認識しております。また、先ほど審議室長の御説明にもありましたように、ADRは仲裁センターだけではありませんし、裁判所と並びと言いますか、同列のような形で規定されるのは意義があるのではないかと思います。その一方で、特許庁に判定を求めることができると規定することの御懸念も理解しますが。

あと1点だけ申し上げたいことがありまして、本日のセンターの紹介の最後のページ、38ページになりますが、これは今までの議論とは別の話で、裁定についてです。政府への要望の一つに「標準必須特許の実施者が申し立てる裁定について」というのが5番にあります。その中に、「標準必須性に疑義がある場合は、裁定の前提としてセンターの判定を利用する」と書かれています。裁定は特許庁で行われますが、その前にセンターを利用するというのは重複的であるように思います。特許庁に裁定を求めているのに、その前にセンターの判定を利用するのは時間がかかることになり、また誰が疑義があると判断するのかなど、よくわからないところがあります。

本日議論になった改正案2についても特許庁の判定との重複的なところをどのようにするのか、また今後、裁定をどのように行うのかという点も、関係者の中で議論して整理いただければと思います。

以上です。

○高林委員長 特許庁のほうで取りまとめていただいたうえでの案だとは思いますが、案2において、仲裁センターとコラボしていく対象は何なのかというところでは、必須特許の裁定制度の前提たる必須特許判定も仲裁センターとコラボしていくという話などは、仲裁センターからのプレゼンの最後のところで触れられているだけであって、全く今日組上に乗る話ではなく、本日の検討対象にはなっていないものだと私は考えております。

今後審議していく裁定制度については、どのような要件を充足すべきなのかというのは本日の審議とは全く別の議論として今後行われることなのだろうと思います。ですので、案2も、まず仲裁センターでやるべき仕事として何があり、それに対して特許庁はどれだけコラボしていくのか。単独的な判定についてもコラボしていくのか、そうではなく紛争解決という両当事者がいる調停とか仲裁とかといった場合のみコラボしていくのか、その辺の仕分けが私は最初からちょっとよく分からないなと思ったところでもあり、本日も宿題として残っているのだろうと思います。

ですので、今日は案1を積極的に推す方はいなかったように思いますが、案2のほうも、まだ煮詰まっておらず、本日で何か決定、解決されたということではないということで、本日の議論は取りまとめるということによろしいでしょうか。

## 5. 閉 会

○高林委員長 では、以上をもちまして本日の審議、10分ぐらいオーバーしてしまいましたが、終了いたします。

今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 審議いただきまして、ありがとうございました。

次回以降の具体的な開催日程等につきましては、追って調整の上、皆様に御連絡差し上げます。

○高林委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第21回小委員会を閉会いたします。

本日は10分間超過いたしましたが、御協力どうもありがとうございました。